破産手続廃止

平成２５年（フ）第１３５８号
福岡市中央区港２－４－１
破産者　合資会社インタープレイシステムズ
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７３３号
福岡市中央区港１丁目２番21号
破産者　カネタツ有限会社
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９７０号
札幌市東区北８条東13丁目３番15号
破産者　有限会社フォーミングＨＩＧＵＣＨＩ
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
秋田県由利本荘市西目町出戸字浜山１番地36
破産者　株式会社設計工房・ゆう
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第３１号
栃木県鹿沼市東町１丁目６番４号　東町市営住宅２号棟12号室、前住所栃木県鹿沼市千渡1215番地７
破産者　東製作所こと　中又　文明
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１４号
静岡県熱海市渚町21番９号
破産者　有限会社アット・バレンタイン
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
京都市北区大北山原谷乾町30番地111　レオパレス金閣寺北街108、開始決定時の住所兵庫県赤穂市坂越2218番地
破産者　濱本　高明
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８７５号
広島市佐伯区皆賀４丁目18番30号
破産者　有限会社長岡光琳堂
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４号
愛媛県西予市三瓶町下泊1952番地１
破産者　米木水産有限会社
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第９４号
千葉県東金市家之子906番地
破産者　有限会社東金サッシ建材
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第９０５号
東京都港区赤坂９丁目１番７号
破産者　コンソランテ有限会社
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７３２号
横浜市中区竹之丸103番地
破産者　有限会社サンエンジニアリング
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３７号
静岡県焼津市本町１丁目２番１号
破産者　三善ポンプ工業株式会社
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７号
最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本868番地の３
破産者　亡加藤友昭相続財産
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第３６号
兵庫県南あわじ市松帆古津路616番地
破産者　松原瓦産業株式会社
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２号
鳥取県鳥取市福部町湯山西入江283番地９
破産者　株式会社コーワＲＣ
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５８号
徳島県吉野川市川島町学字西出目164番地１
破産者　有限会社アイ建装
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３３号
徳島県阿波市土成町宮川内字下り松69番地の19
破産者　有限会社アムテック
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５９号
愛媛県四国中央市金生町下分219番地１
破産者　有限会社エスエストラベル
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第６０号
愛媛県四国中央市金生町下分219番地１
破産者　株式会社ドッグライフコミュニケーション
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０８７号
札幌市西区西野１条５丁目１番35号　フェバーコーポ西野202号
破産者　小西　慎也
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部